

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人東邦学園
②設置大学名称	愛知東邦大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	Tel : 052-782-1241 Email:soumuka@aichi-toho.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 3 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 7 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.aichi-toho.ac.jp/about/outline/gc
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、公式ウェブサイト等を通じて学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学及び学科ごとの３ポリシーを策定し、学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、内部質保証に関する全学的方針及び自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）、大学協議会及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割は、「学則」「大学組織運営規程」により明確化している。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	学務分掌が示すとおり、大学協議会、教授会をはじめとする各種会議・委員会に教員と職員の双方が構成員として参画しているほか、中期事業計画も教職員によるワーキンググループで原案を作成している。教員と職員が適切に分担・協力・連携する体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント(FD)・スタッフ・ディベロップメント(SD)に関する基本方針（愛知東邦大学における教職員の能力開発（SD, FD）について）を策定し、それに基づいて、FD・SD委員会が年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込ん

	だ中期事業計画及び中期財政計画を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期事業計画及び中期財政計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握した上で必要に応じてそれぞれの計画を修正している。年度単位では、中期事業計画及び中期財政計画に基づく計画を作成し、その報告を行うとともに内外に公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人を受け入れるため、社会人入試制度や科目等履修生制度を通じて、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や地方公共団体、地元企業、団体等と連携し、地域課題の解決に向けた取組みなどを行っている。また、シンポジウムの開催や講師派遣等により、本学の教育研究資源及び教育研究活動の成果を地域に還元し、「知の拠点」としての役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「愛知東邦大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針」に基づき、障がいのある学生の支援に取り組むとともに、性別、年齢、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、令和 8 年 9 月現在で理事は 9 名中 1 名、監事は 2 名中 1 名、評議員は 12 名中 3 名が女性であり、役員や評議員への女性登用に配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえた人材確保の方針については、その資格及び構成を「寄附行為」及び「理事選任機関運営規程」に定めるとともに、「あるべき理事長像とそ

	れを踏まえた理事の人材確保の方針」を策定し、明確化している。 理事の選任については「寄附行為」及び「理事選任機関運営規程」で規定し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	改正私学法に基づき「寄附行為」「寄附行為施行細則」「理事会運営規程」「評議員会運営規程」等を整備し、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、理事（新任・外部理事を含む）に対する研修機会として、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等による研修の受講を奨励している。また、大学・高校の教育研究活動や学校法人の動向について情報提供に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、「寄附行為」「寄附行為施行細則」「会計監査人選任規程」において監事及び会計監査人の選任基準を明確化するとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っている。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	常勤監事は法人系会議の陪席だけでなく、大学・高校の教学関係会議も陪席して各種の情報を収集している。また、常勤監事に対しては内部監査室が各種の情報を提供している。加えて、常勤監事は外部の研修等を積極的に受講し、監査業務の充実に努めている。なお、監事（非常勤を含む。）に対しては学外研修会への参加などの機会も提供している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属	学校法人設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮

性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にしている。また、評議員の選任については、「寄附行為」「寄附行為施行細則」において規定し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務は「寄附行為」及び「評議員会運営規程」に規定して明確化するとともに、理事会との建設的な協議と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、評議員（新任・外部を含む）に対する研修機会として、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団等による研修の受講を奨励している。また、大学・高校の教育研究活動や学校法人の動向についての情報提供に努めている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本学園において発生した又はそのおそれがある諸般の事象に伴う危機に対し、迅速かつ的確に対処することを目的に「リスク管理基本規程」「リスク管理マニュアル」を定めている。さらに、学園の重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画も策定している。各設置校においては、関係規程やマニュアルを整備するとともに定期的に防災訓練や研修等を行い、学生・生徒等の安全確保に備えている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システムの一環として、「内部統制システム整備の基本方針」の下、「コンプライアンス推進規程」「コンプライアンスの基本方針」を定め、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。また、「内部通報規程」に基づき、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口を設置し、内部通報体制を整備している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした「情報の公開および開示に関する規程」を定め、情報公開を推進している。

実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公式ウェブサイト「WEB サイト用語集」を設けて分かりやすい説明を付し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明